

## 発議案第 1 号

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月29日

#### 鎌ヶ谷市議会総務企画常任委員会

委員長 宗川 洋一

副委員長 鈴木 哲也

委員 徳野 涼

中村 潤一

三橋 一郎

津久井 清氏

芝田 裕美

土屋 裕彦

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税・地方交付税など一般財源の激減が懸念される中、地方自治体では医療・介護、子育て支援、雇用の確保などの対応で財政需要は増大の一途をたどっており、地方財政の急激な悪化が予想されるため、地方税財源の確保を要望するものです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が懸念されている。

地方自治体では、医療・介護、子育て支援、地域の防災・減災、雇用の確保、長期化する新型コロナウイルス感染症対策など喫緊の対応が求められており、それに必要な財政需要は増大の一途をたどっている。地方財政においては、巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

千葉県鎌ヶ谷市議会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山東 昭子 様  
内閣総理大臣 菅 義偉 様  
内閣官房長官 加藤 勝信 様  
総務大臣 武田 良太 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
経済産業大臣 梶山 弘志 様  
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)  
西村 康稔 様  
内閣府特命担当大臣 (地方創生)  
坂本 哲志 様

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月29日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 針 貝 和 幸

副委員長 後 関 俊 一

委 員 松 原 美 子

富 田 信 恵

矢 崎 悟

泉 川 洋 二

河 内 一 朗

勝 又 勝

提案理由

子どもたちの健全育成をめざし、豊かな教育を実現させるとともに、子どもたちの教育環境の一層の整備をめざし、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保を要望するものです。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の機会均等やその水準の維持向上を図る義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

現在、社会情勢の変化とともに子どもたちをとりまく教育環境も変化しており、教育諸課題や安全確保等の課題が山積しています。

このことから、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに引き下げられたりした場合、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている子どもたちの教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫することになり、教育格差をもたらすなど義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

よって本市議会は、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるとともに、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があることから、義務教育費国庫負担制度の堅持と次の事項を中心として、来年度に向けての必要な教育予算の確保を要望します。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分にはかること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 8 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月29日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 菅 義偉 様  
総務大臣 武田 良太 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 萩生田 光一 様